

別添

経済産業省

28商ガ安第8号

平成28年3月30日

一般社団法人全国LPガス協会
会長 北嶋 一郎 殿

経済産業省商務流通保安グループガス安全室長 大本 治康



エアコン室外機等の設備と液化石油ガス充てん容器との保安離隔の確保等について

今般、エアコン室外機等の設備と液化石油ガス充てん容器との保安離隔の確保等について、別添のとおり関係団体に対し協力依頼を行いましたので、その旨お知らせいたします。

なお、液化石油ガスの保安確保の観点から、貴団体におかれては、傘下の液化石油ガス販売事業者等を通じ、一般消費者等に対して、別添の周知文書のうち、別紙1のパンフレットについて、周知をお願いいたします。



(その他の団体宛の文書は同文のため省略)

経済産業省

28商ガ安第8号
平成28年3月30日

全日本電気工事業工業組合連合会
会長 米沢 寛 殿

経済産業省商務流通保安グループガス安全室長 大本 治康



エアコン室外機等の設備と液化石油ガス充てん容器との保安離隔の確保
等について（協力依頼）

液化石油ガスを使用する一般消費者等の建物の外に設置される充てん容器については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）において、充てん容器を置く位置から2m以内にある火気をさえぎる措置を講じることなどを義務付けています。

しかし、今般、電気火花などの火気になり得るエアコン室外機等の設備が、充てん容器を置く位置から2m以内に設置されているケースが散見されています。やむを得ず2m以内に設置せざるを得ない場合には、別紙1のパンフレット及び別紙2のマニュアルのとおり、当該エアコン室外機等の設備の設置工事の前に液化石油ガス販売業者に連絡し、当該エアコン室外機等の設備と充てん容器との間に不燃性の隔壁を設けて火気をさえぎるなどの代替措置を講じる必要があります。

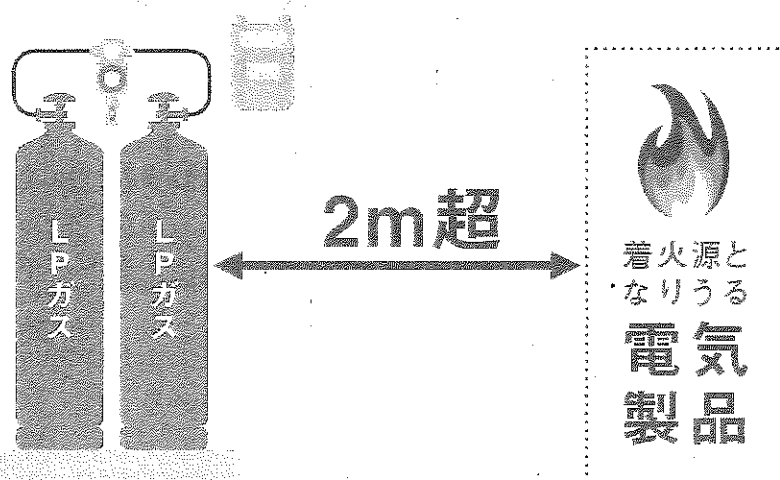
つきましては、貴団体におかれては、傘下の事業者等に対し、周知をお願いいたします。

ガス
安全

LPガスをお使いの皆様へ

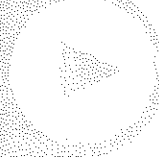
LPガス容器の近くに
着火源となりうる電気製品を
設置する際は、

2mを超える保安距離を
確保してください!



どんな電気製品が
着火源になりうるの?

電気製品を設置する前に、裏面をチェック!



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry





着火源となる可能性がある電気製品

エアコンの室外機を含め、着火源となるかどうかは、
LPガス販売店にご相談ください。



【参考】着火源とならない電気設備

※それ以外の電気製品は、着火源となる可能性があります。

- ① 直接裸火を持たないこと。
 - ② 320℃より高温となる部分を持たないこと。
 - ③ 接点を持つ電気製品は、ON-OFFによる電気火花が点火(着火)エネルギーより小さいこと。あるいは、接点が密封されていて、電気火花が外に出ないこと。
- ※日常使用しない接点など(保守および点検用など)は、接点として扱わない。

上記3項目を全て満たすこと。



保安距離が確保できない時は、どうするの？

不燃性隔壁で火気を遮る措置をしてください。
隔壁の高さはLPガス充填容器よりも低くしないでください。



設置をお考えの方は
コチラへご相談を

☎販売店

電話番号等をご記入ください

※緊急時連絡先

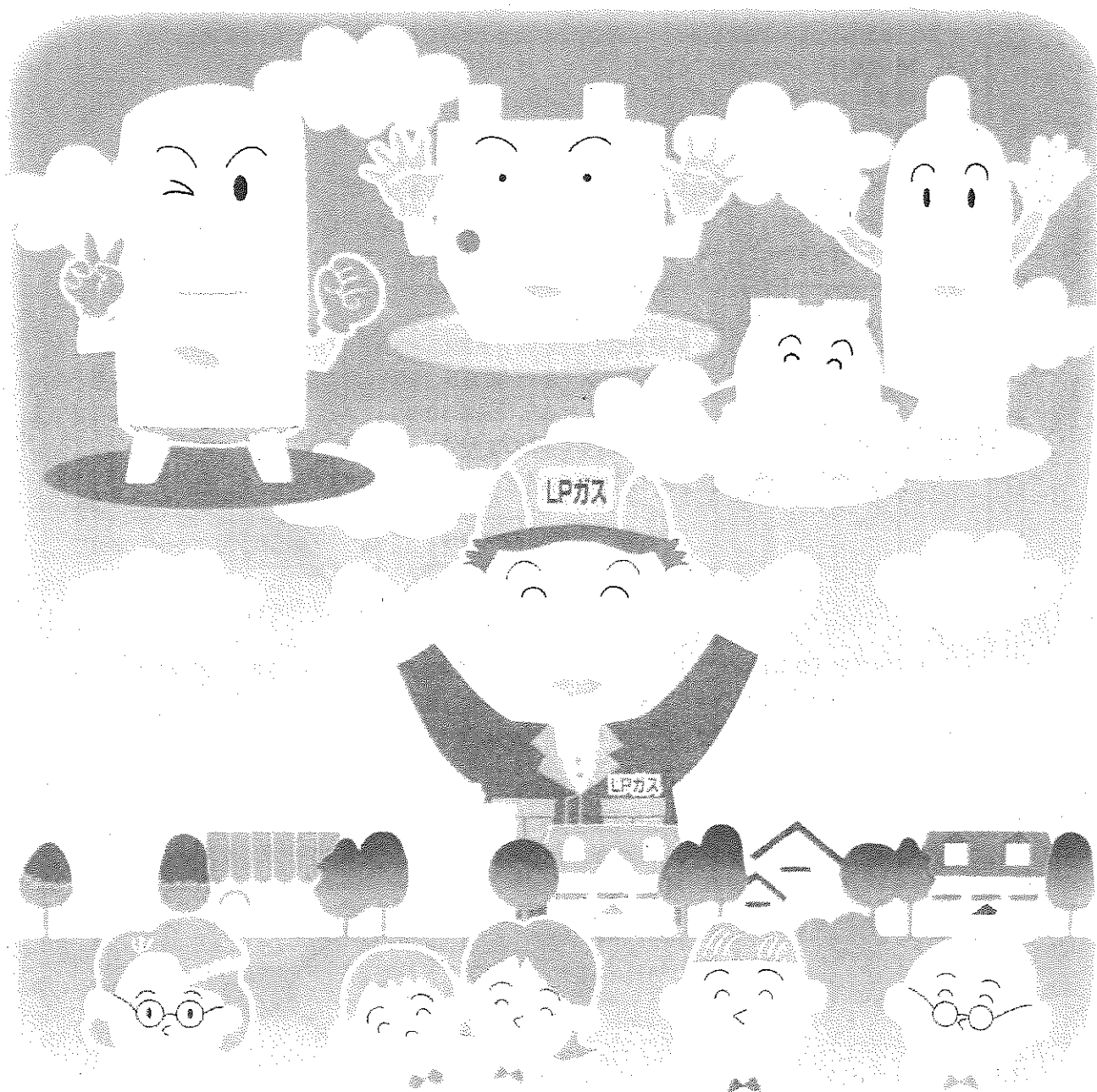
※「緊急時連絡先」はあらかじめ
LPガス販売店にご確認ください。

スマホで
チェック!



供給開始時等 マニュアル

保安業務における 疑問・問題点

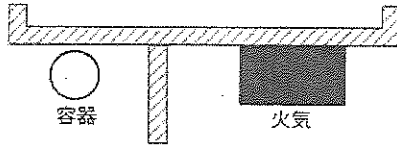
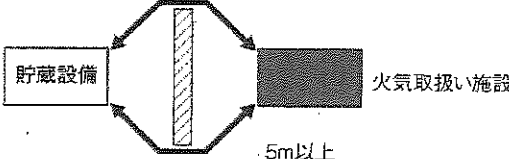
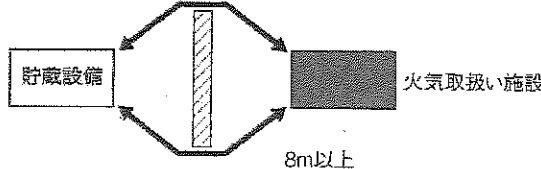


Q90

火気及び火気取扱い施設までの距離について、又その緩和措置について教えてください。

A90

火気及び火気取扱い施設までの基準については以下の表のとおりです。

貯蔵能力 根拠条文	判定基準
<p>1t未満の 貯蔵設備</p> <p>規則第18条第1号イ 例示基準13</p>	<p>・ 容器の設置場所より火気までの距離が2mを超えていること。 ・ 距離が確保できない場合は、2m以内にある火気を遮る措置をすること。</p>  <p>◆火気までの距離が確保できない場合の措置方法</p> <p>・ 不燃性隔壁で火気を遮る措置をすること。 (隔壁の高さは容器よりも低くない)</p>
<p>1t以上3t未満 の貯蔵設備</p> <p>規則第18条第2号ロ 例示基準16</p>	<p>・ 貯蔵設備の外面から火気取扱い施設までの距離が5m以上確保してあること。 ・ 距離が確保できない場合は、貯蔵設備の外面から火気取扱い施設との間に、漏えいした液化石油ガスが火気を取扱う施設に流動することを防止する措置をしてあること。</p>  <p>◆火気取扱い施設までの距離が確保できない場合の措置方法</p> <p>火気取扱い施設との間に高さ2m以上の耐火性壁類を設け、迂回水平距離で5m以上確保する。</p>
<p>3t以上の 貯蔵設備</p> <p>規則第53条第1号ハ 例示基準16</p>	<p>・ 貯蔵設備の外面から火気取扱い施設までの距離が8m以上確保してあること。 ・ 距離が確保できない場合は、貯蔵設備の外面から火気取扱い施設との間に、漏えいした液化石油ガスが火気を取扱う施設に流動することを防止する措置をしてあること。</p>  <p>◆火気取扱い施設までの距離が確保できない場合の措置方法</p> <p>火気取扱い施設との間に高さ2m以上の耐火性壁類を設け、迂回水平距離で8m以上確保する。</p>

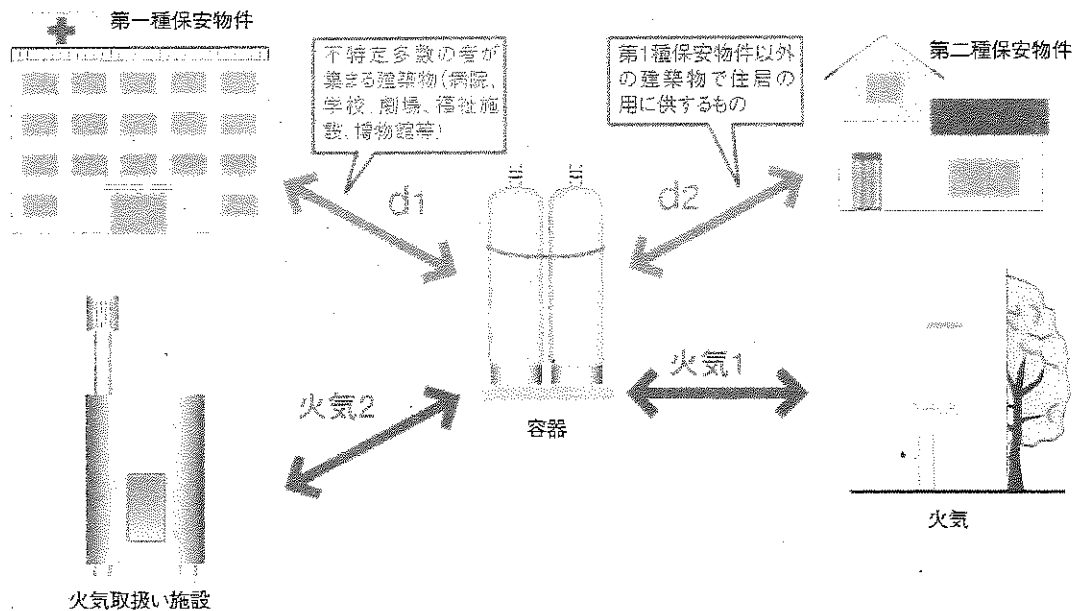
着火源とならない電気設備の条件は、高圧ガス保安協会発行「高圧ガス」1986年8月号と9月号に、詳しく掲載されています。

- ①直接裸火をもたないこと。
- ②320℃より高温となる部分がないこと。
- ③接点を持つ電気製品は、ON-OFFによる電気火花が点火(着火)エネルギーより小さいこと。或いは接点が密封されていて、電気火花が外に出ないこと。

※日常使用しない接点等(保守及び点検用等)は、接点として扱わない。

上記3項目の条件全部を満たすこと。判断できないときは、メーカーに問い合わせし、確認をして下さい。

〔参考〕火気及び火気取扱い施設までの距離及び保安距離図(容器)



距離(m)		d1	d2	火気1	火気2
貯蔵量(Q)	Q<1,000kg	—	—	2m超	—
	1,000kg≤Q<3,000kg	16.97m(—)	11.31m(—)	—	5m以上
	3,000kg≤Q<10,000kg	16.97m(13.58m)	11.31m(9.05m)	—	8m以上

※()内は障壁を設けた場合の保安距離

バルク貯槽保安距離は、Q<1,000kgの時 d1=1.5m(0m) d2=1m(0m)

1,000kg≤Q<3,000kgの時 d1=7m(0m) d2=7m(0m)

※()内は地下埋設貯槽や構造壁等による場合の保安距離

◆高圧ガス保安法では、「火気」について、一般に火をい、ライター・マッチの火、煙草の火、焚き火、ストーブの火、ボイラーの火、自動車のエンジンの火花等も含まれるとしています。また、液石法の規則通達では「火気を取り扱う施設」について、ボイラー、ストーブ等通常定置されて使用するものをい、煙草の火、自動車のエンジンの火花は含まれないとしています。

日本液化石油ガス協議会 保安委員会

委員長	石川 公一	ガステックサービス(株) 取締役
副委員長	吉井 伸夫	(株)サイサン 執行役員保安本部本部長
副委員長	石田 一	橋本産業(株) ガス部技術保安部理事部長
委員	石郷岡 正明	ENEOSグローブエナジー(株) 保安統括本部副本部長
〃	因幡 裕昭	岩谷マルキガス(株) 取締役保安管理部部長
〃	尾入 達也	鈴与商事(株) 保安業務部LPガス保安統括マネージャー
〃	尾林 雅男	三愛石油(株) ガス事業部ガス保安技術室
〃	勝山 浩明	(株)エネサンスホールディングス 環境保安部長
〃	川口 憲彦	伊藤忠エネクス(株) トータルホームライフ事業本部CSR保安部保安課課長
〃	佐藤 貴博	日通商事(株) LPガス部次長
〃	須澤 孝充	サンリン(株) 取締役エネルギー事業本部保安部長
〃	鈴木 浩	ガステックサービス(株) 保安管理部部長
〃	田中 和俊	全国農業協同組合連合会 燃料部ガス保安対策課副審査役
〃	塚口 勝弘	(株)ザトーカイ 保安統括室長
〃	中野 雅司	大丸エナウイン(株) 保安室長
〃	難波 良二	伊丹産業(株) 保安部部長
〃	平野 雅弘	シナネン(株) 保安部保安統括チーム担当課長
〃	富士原 伸伍	カメイ(株) ホーム事業部保安管理室長
〃	水嶋 啓城	(株)ミツウロコ 執行役員保安統括室長
〃	森 哲也	(株)マルエイ 環境保安部部長
事務局	飯田 正史	日本液化石油ガス協議会 事務局長
〃	渡辺 雅昭	日本液化石油ガス協議会
〃	岩田 多香子	日本液化石油ガス協議会

◆参考文献

- 「保安業務ガイド 点検・調査」 高圧ガス保安協会
「保安業務ガイド 緊急時連絡」 高圧ガス保安協会
「LPガス設備設置基準及び取扱要領 KHKS0738(2010)」(青本) 高圧ガス保安協会
「CO中毒事故を防止するために」 経済産業省・高圧ガス保安協会
「ガス警報器設置マニュアル…ガス販売事業者、建築設備設計者のために(No.8)…」 ガス警報器工業会

供給開始時等マニュアル&保安業務における疑問・問題点第2次改訂版

平成22年9月 初版発行

平成25年8月 第2版発行

編集・発行 日本液化石油ガス協議会

〒105-0004 東京都港区新橋1-18-6

(一社)全国LPガス協会内

TEL 03-3593-3500 FAX 03-3593-3700

印刷・製本 株式会社アイ・プロモーション

禁無断転載